

平成24年度決算審査特別委員会議事録（第4号）

平成25年10月24日（木曜日）

◎出席委員（11名）

委員長	井脇昌美君	副委員長	田利正文君
委員	高橋秀樹君	委員	榊原深雪君
委員	木村明雄君	委員	高道洋子君
委員	前田秀夫君	委員	熊澤芳潔君
委員	後藤次雄君	委員	川上初太郎君
委員	島田政典君		

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君
足寄町監査委員	星孝道君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	寺地優君
経済課長	岩原栄君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務次長	横田晋一君
会計管理者	櫻井厚子君

◎教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

◎出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○委員長（井脇昌美君） おはようございます。

本日は、全員出席でございます。

これより、昨日に引き続き、平成24年度決算審査特別委員会を開きます。

なお、この後の本日の日程をこれより説明いたします。

理事者等に対して、これより総括質疑を行います。総括質疑が終了後、各部会を開催し、意見の取りまとめをしていただきます。その後の部会長会議で調整をしていただいた後、部会長から審査の報告を受け、部会長に対する質疑を受けることになっております。

なお、本日のこの日程等については、昨日開かれまして正副委員長並びに各正副部会長会議で確認をされているところでありますので、御了承を願います。

◎ 総括質疑

○委員長（井脇昌美君） それでは、これより、理事者等に対して、議案第86号平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から議案第87号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件までの2件と、議案第91号平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件から議案第98号平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の計10件について、総括質疑を行いたいと思います。

これより、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） 質問させていただきます。

決算書の27ページ、寄附金の目で言うと総務寄附金なのですが、28ページへ行くと総務管理寄附金ということで、そのところのふるさと納税、ふるさと足寄応援寄附金に

ついて伺いたいと思います。

決算書を見ますと、予算額は24年度は200万円に対しまして決算は173万円と、予定した額にいま一步届きませんでしたけれども、このふるさと納税は寄附者の善意の事業で、現在全国の自治体がこぞって取り組み、また、財政を潤す寄附をどう集めるかということで創意工夫があり、努力され、さまざま取り組まれております。

そこで、お伺いいたしますが、そして一定の金額を寄附していただいた寄附者の方には、感謝の一環として、地元の特産品をお礼として贈呈しているということが全国的な動きの一つにもなって、テレビにも放映され御承知だと思いますが、足寄町については贈呈というところはまだ企画としてはなされておられません、本町として特産品の贈呈ということに対して検討されたことがあるかどうか、まず最初に伺いたいと思います。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

ふるさと納税寄附金の関係でございますが、ふるさと納税ということで、議員仰せのとおり、全国にいらっしゃる方々が足寄町を応援しようということで御寄附をいただいているということでございまして、その方の御寄附をいかに足寄町が有効に、寄附していただいた方の御意向に沿って有効に活用していくかというのが、やっぱり一番大事なところだろうというように思っております。

この間、寄附金をいただいたその財源については、足寄町のほうで、そういう有効に活用させていただくというようなことで考えておりましたが、そういうことで特産品の贈呈だとか、そういったことについては今までは特に検討をしておりませんでした、やはりほかの自治体などでもそういう特産品を贈ってということで行われているところが多くまた出てきているということでございまして、足寄町においても、寄附をしていただいた方

に対する感謝の気持ちをどうあらわすのかというそういう観点で、また少し検討しなければならぬというように考えております。

それで、特産品を贈るだとかということもやはり一つの方法であるかというように思っております。今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 5番。

○5番（高道洋子君） わかりました。

検討されるということで、大変うれしく思います。

そこで、きのうまでの各部屋に分かれての調査の中で、平成24年度の寄附者の内容についてお聞きしました。

それによりますと、平成24年は全部で合計6名の方から寄附をいただいていると。内訳も、1万円が3名で、10万円から150万円の人が3人ということで、特に24年度は高額の150万円の人がお一人いらっしゃったということで、きのうまでの調査でお聞きいたしました。そしてしかも、この6名のうちの5名が足寄出身者で、あとの1名が道外の出身の方だということも伺いました。

そこで、他町村なんかを見ると、この間、特に10月の上士幌町の贈呈品の取り組みの特集がありまして、そこでは5万円以上を寄附された方には、和牛のサーロインステーキを5万円に対して1セット贈呈しているということもお聞きしましたが。

足寄町では、10の事業を決めて、寄附者に10の事業のうちどこに寄附をしますかということをお伺いして、そしてその希望に沿った事業に予算を割り当てるといふふうにお伺いしておりますが、まだ6名ですけれども、この6名の人、また、過去の方たちでもいいのですけれども、10のうちどこに多く使いたいと希望しているか、わかりましたらお教え願えませんか。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 今の御質問でござ

いますけれども、寄附をいただいている方たちに、どういう用途に使ってほしいというようなことにお聞きをしております。

ふるさと足寄応援寄附金の中では、10項目に分けて、それぞれこういう用途に使えますよということで指定をさせていただいております。平成24年度の方々につきましては、高齢者の安全安心のためにという方がお二人、それから環境保全に対する取り組みについてということでお一人、それから芸術文化についての取り組みに使ってほしいという方がお一人、それからあと町長お任せというものがお二人となっております。

これまで寄附されている方たちの中での件数といたしましては、やはり高齢者の安全安心のためにというようなことの寄附ですとか、それからあとは町長にお任せをするというようなものが特に多いというところでございます。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 5番。

○5番（高道洋子君） 引き続き、最近是全国的にいろいろと調べさせていただきますと、ふるさと納税にクレジットカードの決済を取り入れている自治体がふえていると聞いております。ある町では、これは本州ですけれども、1,170件の寄附者があるうち約7割がクレジットカードによる決済であったと聞いております。

十勝管内では、浦幌町がそれに取り組んでおりますが、そういうことも検討の中に今後あるかどうか、また、そういうことに対する考え方もちょっとお聞きしたいと思っております。

○委員長（井脇昌美君） 総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） クレジットでの寄附の支払いだとかということでございますけれども、先ほど特産品の関係についても検討しているということをお話をさせていただきましたが、例えばインターネットの中での申し込みだとか、それからクレジットで支払う寄附をしていただけるだとか、そういうことも含めて検討させていただいております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 7番 田利委員。
○7番（田利正文君） 決算書の9ページ、第1款町税についてですが、町税の不納欠損額について伺いたいと思います。

自主財源確保という点から見ても、不納欠損額はゼロが望ましいというのは当然だと思います。しかし、決算審査意見書9ページで明らかなように、平成22年、23年と比べても大きく減額となっています。努力のたまものだというふうに思いますが。

しかし、同意見書の11ページにあるように、町民税5件、固定資産税13件、軽自動車税1件が不納欠損の内訳となっています。

この件についてですけれども、どういう状況でこういう結果になったのか、町民税、固定資産税、軽自動車税の三つに分けて、どれくらいかも含めて、わかる範囲で伺いたいと思います。

○委員長（井脇昌美君） 答弁を受けたいと思います。（発言する者あり）

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時26分 再開

○委員長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁をいただきたいと思います。

寺地住民課長。

○住民課長（寺地 優君） ただいまの御質問にありました不納欠損の理由でありますけれども、執行停止に伴います3年間の自然消滅でございますけれども13件、相続人がいない等の手続によりまして即時消滅したものが1件、5年間を経過して自然に時効が成立したものが2件、時効を優先したものが6件という形で、全体で22件となっております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 7番委員。
○7番（田利正文君） 申しわけありません。今の答弁、もう少しゆっくり。

私が求めたのは、町税5件、固定資産税1

3件、軽自動車税1件について、それぞれについてわかりやすく説明していただきたいのですけれども、事細かくは要りません。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、寺地住民課長。

○住民課長（寺地 優君） まず、町民税につきましては、3年間の消滅ということで執行停止の部分、生活困窮等にかかわる部分と、さらには相続人が不在になったということによる即時消滅と5年間の時効成立となっています。

固定資産税については、同じく相続人がいない等の即時消滅と、3年間の生活困窮による執行停止によるものとなっております。

軽自動車税につきましては、収監中になりましたので停止されているという形になっております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 7番 田利委員。

○7番（田利正文君） 例えば、軽自動車税であれば、7,200円という額ですよ。だから、本人が行方不明とか死亡とかということがない限り、分納でも3年とか5年の間にいただけるという可能性がなかったのかなというように、ふと思ったものですから。

○委員長（井脇昌美君） 7番委員さん、そういう実態もあったのですか。そういう実態もちょっと記憶にあったのですか。今質問された、いわば不在の中で。

今、7番委員さんは軽自動車税に対しての質疑をしたのですけれども、そういう一つの事例もあったのですか。（発言する者あり）

答弁、寺地住民課長。

○住民課長（寺地 優君） ただいまの自動車税の関係でありますけれども、収監中ということで刑務所に入っておりますので、納税が停止されているという形になっておりますので、その後の対応になるかと思っておりますけれども、現在は刑務所のほうにお入りになっております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 8番 熊澤委員。

○8番（熊澤芳潔君） 同じ9ページで町税の関係で、固定資産税の課税についてちょっとお聞きします。

この固定資産税につきましては、町税の49%を占めまして、行政サービスを提供する町の財源を支える基幹税としての大きな役割を果たしているわけございますけれども、町民の方より、例えば車庫の関係でございませけれども、住宅を建設後に建てた方もいらっしゃるわけです。こういったいろんなあるわけでございますけれども、その中で課税されている方と、されていない方がいると聞くわけございまして、公平さを欠くのではないかという話でございました。

そこで、現在、課税のための現地確認、また、それらの流れがどのような形で決められていくのかを再度聞きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、寺地住民課長。

○住民課長（寺地 優君） 御質問の件についてお答えしたいと思います。

まず、家屋など増改築にかかわる再評価でありますけれども、増築の場合は、家屋要件を満たした増築物件を対象としております。カーポートのように屋根だとか柱のみの場合については対象としておりません。

また、改築の場合は、基礎、柱、壁、骨組みなど構造の一部を残して大規模な改修工事を行う場合については、固定資産税上の再評価ということで行っております。

家屋の新增築等については、毎年7月、10月の広報あしよろで取り扱い等についてPRを行っておりますけれども、具体的には建設担当より建築確認申請情報や個人の申し出、現地調査などによって、職員が現地実地調査を行って、対象物件を把握して対応させていただいております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 住民課長さん、その内容はわかっていると思うのですがけれども、その調査の内容、不公平が出ているよう

だから、どのようなそれに対して調査されているかという、今の現況の町内全体に対しての調査の状況をちょっと説明してあげてください。

○住民課長（寺地 優君） 現地調査につきましては、税の公平公正の立場を図ることから、全町を対象とした現地調査を現在行っております。

近年は、平成21年度から町内の地域を分けまして、平成21年度から23年度につきましては、市街地を除く農村部全域と。平成24年度、昨年につきましては、市街地全般を調査しております。

現地調査を行うことで、実態を把握させていただきながら評価を適切に行うように努めているところであります。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 8番。

○8番（熊澤芳潔君） そうすると、農村部と市街地を分けて巡回をしているよということですね。

そうすると、例えばの話をした車庫だとか、そういったことについては、24年に1回やりましたよと。ということは昨年ですか、そういう形でやっているのですけれども、それで十分に。

そしたら、1年置きということですか。24年ということをお聞きしたのでけれども、これを1年置きにやるのか、2年置きにやるのか、3年置きにやるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（井脇昌美君） 寺地住民課長。

○住民課長（寺地 優君） 現在の予定では、この間、4年間で町内全域を回っておりますので、同じように農村部地域につきましては3年程度と、市街地については1年間ということで、4年に一度の形で現地調査を行っております。

ただ、現地調査だけでなく、そのほか日常の点検も含めて行っております、それぞれ毎年、増築だとか改築に基づく再評価は適切に行うように努めているところでござい

す。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 8番。

○8番（熊澤芳潔君） わかりました。

私も確信して本人から聞いたわけでもございませんので、確信的なことは言えないのですけれども、ただ、そういった話がありますし、4年に1回、回るということになりますと、その間に結構車庫なんかは建てられますよね。そういった部分では、十分にそういった漏れのないような公平な形の巡回をお願いをしたいということでございますので、お願いします。

○委員長（井脇昌美君） 5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） それでは次に、51ページ、老人福祉総務費の20節扶助費についてお伺いいたします。

この扶助費の中に、今回は高齢者虐待について予算としてそこに入っているということで、高齢者の虐待についてお伺いいたしますが、高齢者の虐待というと施設内の虐待が最近目立ちますが、今回は在宅に絞って質問させていただきます。5問ほどさせていただきます。

一つ目は、24年度の中で、高齢者の虐待の相談とか発生の通報とか、何件ぐらいあったのかお聞きしたいと思います。それと、もしそういう事例があれば、話せる範囲でお話ししていただきたいと。

まず1問目、お願いします。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 高齢者の虐待の状況についての御質問でございます。

平成24年度資料でございますけれども、相談、通報につきましては2件あります。

虐待の状況でございますけれども、その2件のうち、重複してはございますけれども、身体的虐待が3人、経済的虐待が一人、心理的虐待が一人、合計5人になっておりますけれども、実質的人員でいきますと、3人の高齢者の方が虐待を、または虐待の疑いがあるとい

うことで、そういった事例となっております。

内容でございますけれども、この2件、いずれも御家族の方、お子様が親を身体的に暴力を振るう、あるいは親のお金を一部使用しているですとか、心理的ですから恫喝を含めた心理的な虐待がされていたということでございます。

この2件のうち1件につきましては、私どものほうから警察に通報させていただきまして対応していると同時に、扶助費のほうで対応しておりますけれども、隔離、保護というのですか、そういった対応をしていますし、もう1件につきましても、疑われた事案につきましても、警察と一緒に行って厳重注意等々の指導を行っております。

今現在は、福祉課職員等が定期的に訪問しながら経過観察を行っていると、そういった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 5番。

○5番（高道洋子君） 全国的にも息子が母親をとというのが3割ほどを傾向として占めているというデータもありますので、やはり家庭の中での同じ同居家族が虐待を繰り返すということで、本当に虐待されたほうも余り通報しないということで、厳しいかなという思いがあります。

そこで、2問目なのですが、この相談・虐待の発生のときに、地域包括支援センターに通報があつて、また、役場、警察へと通報があるかどうかと思うのですけれども、どのような対応となるのか。対応というか、まず相談者から役場へ連絡があつて、その後どういうふうにシステムというか、なるのか、御説明をお願いします。

○委員長（井脇昌美君） 福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 高齢者虐待防止法によれば、まず第1番目には市町村に通報が寄せられるという形になっておりますし、今、委員御質問の地域包括支援センター、これは都市部においては民間でやっているところ

ろもありまして、そういった受け入れ体制、報告体制をしいているところでございますが、足寄町の場合は介護保険法上における部分も含めて、実は足寄町直営でやっておりますから、一括私どものほうで受け付けをしているところでございます。

その通報を受けたときの対応でございますけれども、まずは地域包括支援センターの職員、町職員でございますけれども、事実の確認をするというのがまず第1番目でありまして、それを経て、その処遇・対応をどうするかということで会議をしております。

こういった場合、必要であれば警察署のほうにも、生活安全課のほうですか、そちらのほうに援助を求める、あるいは立ち入り検査をするですとか、そういった法に基づいた対応をする形になります。

その上で、処遇困難な事例等に対応する必要があるということである場合につきましては、地域ケア会議等を開催して、地域ケア会議の高齢者虐待部会というのがあるのですけれども、そちらのほうを招集をさせていただいて、そして対応方針を決定し、昨年の場合であれば、隔離保護をする必要があるという判断をされた場合については、そういった対応をさせていただきますし、警察に刑事告訴するという部分についても、そういった対応が必要だとすれば対応させていただく、そういった形になります。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 5番。

○5番（高道洋子君） ここでは、民生委員さんとの連携が大変大事になってくるのではないかなと。民生委員さんも大変忙しいのですけれども、そういう情報の提供とか、そういう面で。

まずは、民生委員さんが虐待の知識を勉強というか、そういう意味でそういう民生委員さんに対する研修とか、連携プレーがどういうふうになっているかということと、それから地域包括センター、ここは足寄役場になると思いますけれども、民生課の中で24時間

対応はどのようになっているかということと、それと高齢者の方の何割かは認知症になっている方がいらっしゃるというふうにも聞いておりますので、その早期発見の対策。

だから、民生委員さんの連携と、それから24時間体制と、それと早期発見の対策。何かそういうのがあれば、その3点についてお願いします。

○委員長（井脇昌美君） 福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

民生委員さんとの連携でございますけれども、民生委員さん、年に4回の定例会がありますけれども、こういった場合において、高齢者だけではなくて身体障害者の方、あるいはひとり親、児童虐待の関係を含めて、常に地区内の状況に努めていただくとともに、こういった虐待があった場合については、それが虐待かどうかを判断せずに、判断できない部分も含めて、私ども福祉課のほうに情報を提供していただくように、定例会等においてお願いをしておりますし、また、こういった民生委員さんの研修会等も帯広、札幌等で行われております。そういったところへ出席できるように御案内をさせていただいておりますし、現に、全員ではありませんけれども、そういった研修へ出席をさせていただいております。

いずれにしても、高齢者あるいは身体障害者、児童虐待あるいは配偶者の虐待、いろいろあるわけでございますが、地域住民、自治会との連携、こういった部分も含めて資料等を配付しまして、大きくならない前にそういった可能性が思われるだけでもいいので、私ども福祉課のほうに報告をいただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

それから、2点目の24時間対応でございます。

先ほどもお話をしましたけれども、私ども地域包括支援センターは町直営で運営をさせていただいております。

かつて、町民センターに包括支援センター等があったときには、職員等に携帯電話等を配置して24時間体制をとっておったわけですが、現在は福祉課、役場庁舎のほうに統括されておまして、また、役場内には警備員がいますので、逐一そちらのほうに電話をいただいた場合については、内容は別にして、必ず私ども福祉課担当職員に連絡が来て、その職員から通報していただいた方に折り返し電話をして、24時間対応をしていくような体制をとっておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目の認知症早期発見についてでございます。

過去においても、ヘルパーさんですとか、私ども居宅介護支援専門員等々から、そういった疑いがあるという部分、あるいは高齢者モニターの方等々からも、そういった高齢者虐待を防止する上での情報を逐次、同じようにそういう疑念があった場合においても通報いただけるように連携をとっております。

ことしに入っても、そういった介護支援専門員等からそういった事例報告があつて、金銭的な部分、あるいは身体的な部分の情報が寄せられておまして、早期にそういった対応を現在も行っているところでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 年4回の四半期ごとの、民生委員さん、各包括センターとの連携を図って、福祉課も中心となつて、会議されて打ち合わせをしていると。

その上に、研修会等々も導入して、いわば小さなうちに初期の解決に努めているという説明でよろしいですね。

次の質疑を受けたいと思ひます。

3番 榊原委員。

○3番（榊原深雪君） 1点目は給食費について、2点目は国民健康保険病院事業会計についてお伺ひいたします。

給食費につきまして、昨日、分科会に分か

れまして滞納の状況などをお聞きしたのですが、その中で、その分科会の後に福祉課で子ども手当のことで聞いたときに、全員が口座を開設しているということをお聞きしました。その前段で給食費のことを聞いたときに、口座から引き落としするのがスムーズに職員の滞納整理の時間も軽減されるし、口座引き落としに力を入れたらいいのではないかということもお伺ひいたしました。その中で、口座を開設していただくのが難しいというお話だったので。

口座開設は、全ての子どもをお持ちの保護者の口座は開設されているのに、給食費のことに對して口座を開設するのが難しいというのはどういうことかと後で考えましたので、この機会と思ひまして、お伺ひいたします。

○委員長（井脇昌美君） 教育次長。

○教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

昨日の分科会の中でも、25年8月の数字ということで、口座振替、それから自主納付、それから準要保護の内訳としてお示しをさせていただきました。

口座振替については56.2%、それから自主納付につきまして29.2%、準要保護につきまして14.7%程度の率となっております。

ただいま御質問ありました、言ってみれば準要保護の部分以外について、自主納付の方もなぜ口座振替にできないのかという捉えでよろしいかと思ひますが、年度当初、始まるたびに給食についてのお手紙もそれぞれ各保護者に出させていただいております。そのときに、口座振替のお願いもしておりますが、それが100%ならないということでは、それぞれ御家庭の事情もあるかと思ひますが、なかなかそれ以上踏み込んでお願いをしますということもできないということも実態として考えております。

それで、前年度と比較しまして、若干ですが口座振替、数字的には上がっております

が、これからも口座振替については、逐一機会あるごとにお願いをしていくようなことになるのだろうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（井脇昌美君） 3番委員。

○3番（榊原深雪君） 今答弁いただきましたように、なかなか踏み込んで強制的にお願いするというのは難しいことかもしれませんが、これはやはり公平感がなくなりますよね。滞納されている方と、そうでない方との公平感を保つためにも、ぜひ力を入れて、少しでも口座振替の数値を上げていただきたいと思いますと思うところであります。

そして、職員の方、踏み込んでいけないといっても、当然の義務を要求するわけですから、踏み込んでいけないということはないと思います。そうすると、給食費を滞納された方のおうちへお願いに行く職員の方の御苦勞を考えると、これをお願いすることは労力ではないかなと私は思っているところでありますので、今後ともこの口座振替の数値を上げていただきたいと思います。この件は、これで終わりますので。

次に、国民健康保険病院事業の会計のことでお伺いいたします。

私、こちらのほうが見やすかったものですから、決算書の8ページと決算審査意見とを見て発言したいと思うのですけれども。

経営改善につきましては、国保病院の職員関係の皆さんには、本当に年々御苦勞をされて、見直し見直しの連続で努力されていることに敬意を表したいと思っております。

そこで、収益も入院患者数はふえているのですが、収益的収支は経常損失を生じておりますね。そういうところのちょっと細かいところですが、お聞きしたいのと。

あと、経費面では、看護師さんの3交代が2交代になったりということで、残業手当なんかも軽減されたということで、経費面も軽減されているのであります。そして、監査意見にありましたように、24年の10月から入院基本料の1.3対1の効果も増収につな

がったということで明記されておりました。それで、患者数もふえているのですが、次の収益的収支が損失が生じております。こういうこともお聞きしたい。

答弁できるようでしたら、お願いいたします。（発言する者あり）

経費削減とかいろいろ努力されていて、患者さんもふえてはいるのだけれども、こちらに載っている経常損失が生じているのはどういったことなのかなと。どういった大きな原因があるのかなと。2番目にありますよね、収益的収支。（発言する者あり）

○委員長（井脇昌美君） 恐らく榊原委員さんは、その中でも、なかなか数値的にも収支として、看護師の3交代制の費用の問題だとか残業等も、その辺もちょっと含まれていて収支のバランスが悪いのではなからうかなということでしょう。（発言する者あり）

ここで、11時15分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 再開

○委員長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁から再開をさせていただきたいと思っております。

安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

細かな数字は別として、国保病院、直診病院の運営に関しましては、これは大変大きな課題といたしますか、もっと言えば、一方では病院はなくてはならない施設だというふうに思っております。

それで、大枠のお話をさせていただきますと、国保病院運営に当たっては、一般会計からの繰り出し、これは平成24年度については5億8,000万円繰り出しをしています。ただ、平成23年度については4億8,000万円、約1億弱ふえているわけでありましてけれども、これは御案内のとおり、透析病棟の建設をしたということですから、です

から、それ以前の平均をいたしますと、4億5,000万円から4億8,000万円程度の繰り出しということでございます。

その中であって、交付税の中で、病院経営に当たってのさまざまな交付税に算入をされております。平成24年度については、1億6,400万円程度の交付税が入ってきております。これは前年度よりもふえております。

ふえている要因はといいますと、これは決算書にも書いてありますけれども、看護体制が13対1がとれました。それから、御案内のとおり、我妻病院さんとの役割分担ができたことによって、交付税の算入額の計算の基礎額、これが同一地区内に何キロという規定があるのでありますけれども、その中に民間病院も含めて、入院病棟を持っている場合とない場合で、その算定単価が違うということで、そういった部分も含めて交付税の算入額がふえているというようなこともございます。

そんなことも含めて、では実質的に繰り出している部分、さらには交付税等々で入ってくる部分を含めて、これは過疎債のソフト事業の関係で、お医者さんの人件費についてもソフト事業の中で見ていいよという、こういうことになっていますから、これは過疎債、すなわち借入金を起こしているわけでありませぬけれども、これは後年次、また交付税でバックがされるというようなことも含めて、これはちょっとあらあらの計算でありますけれども、実質一般会計からの繰り出しというのは2億円から2億5,000万円ぐらいなのかという、そんなことで試算をしているところでございます。

なお、これは直診病院、国保病院を持っている自治体、十勝管内では黒字の病院はどこもありません。いっとき芽室の国保病院が黒字ということもあったのですが、最近では赤字ということになります。

ですから、そもそも我々が国に対してお願いをしているのは、交付税の算入の基礎、これを上げてほしいという要望もしております。

す。

さらに、先ほどもちょっと休憩のときにお話ししましたが、お医者さんにかかわる人件費が一番ウエートが高いですよというお話もしました。

我が町の実態を少しお話ししますと、やはり固定医の確保というのが一番の重要課題でございます。どこの自治体病院も、お医者さんの勤務条件というのは極めて厳しい。すなわち、当直もある。当直した場合に、次の日お休みを与えられるという、そんな状況ではありませんから、次の日も診療に当たる。私どもの病院も、いっとき三日に一遍泊まりだとか、そういう状況がありました。そこは何とか解消しないと、これはお医者さんの定着につながらないということで、幸いにして今は札幌医科大学、さらには北大病院、それから平日でいきますと、旭川医大、さらには北斗病院、開西病院、それから第一病院、こういうところから臨時のお医者さんを派遣をいただいております。

ですから、基本的には、土日の泊まりを含めて、急患、急患の部分については、自治体病院というのは救急指定病院をとっているのです。すなわち、24時間いつでも急患を受け入れるということになります。そういった急患を受け入れる部分というのは、24時間というのはこれは全くの不採算部門なのです。ですから、そのところは多少経費がかかっても、固定医の先生に少しでも長くいていただくための条件整備は、これはしなくてはいけないということで、今の院長先生が来てからですから4年前ぐらいからですか、その体制は今整っている。ですから、基本的には、今、固定医の先生は週に一度、これは平均ですけれども、週に一度泊まりをしていただければいいという、そういう体制までは持っていけたなということになります。

ですから、このところは、やはり経費が相当かかりますから、これは本当に収支の面でいきますとどうなのという御意見もあるかなというふうに思いますけれども、私として

はこの体制は崩してはならないというふうに思っているということでございます。

いずれにしましても、国保病院の経営については、今後の見通しですけれども、御案内のとおり、透析治療を開始をいたしました。きのうもたまたま病院に行ったときに、透析病棟も、実際に患者さんが透析している状況を見せていただきました。技師長ともお話を、若干の時間ですけれども、してまいりました。6月からですから途中経過でありますけれども、まだスタッフが足りないということもあって、もっとももっと足寄で受けたいという患者さんがいるのですけれども、現状の中でいきますと、少なくとも部門別で見ますと、透析の部分についての収支は間違いなくとんとんぐらいだろうということでありませ

す。ですから、一刻も早く体制を整えた上で、希望される患者さんは全て受け入れるということになれば、この部門が相当収益についてはいい方向に向かうのかなという、そんな見通しを持っているというようなことでございます。

いずれにしましても、大事な病院、しかし、天井知らずに一般会計から繰り出しをすればいいのかというと、そうではありませんので、これは国に対してもお願いするところをお願いをしていく。それから、病院としても、経営については経営努力をしていくということに対応してまいりたいというふうに考えていますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 3番委員。

○3番（榊原深雪君） 済みません。質問の仕方が不十分で、明確な御答弁いただきましたことに感謝を申し上げます。

今、町長が答弁されたとおり、本当に私たちが地元で生活する上においても、この国保病院は大切な医療機関と思っております。

それで、人工透析、今年度、25年度に開始されて期待するところでありませ

も、やはりこういう監査意見にもありましたように、人口減少、あと高齢化ということも考えますと、やはりどの町の現状もそうだと思います。そして、今度は何をするかといったら、やはり病院の特色を出していくとか、やっぱり人工透析がどんどん私たちの町もできましたけれども、そういうところで特色、これからはこれが得意とする病院だとか、あそこへ行けばこの病気が安心だよねというような、病気に真摯に向き合っていたけりようなお医者様探しというのですか、そういうところにも力を入れていただきたいなど期待しながら、これで質問を終わらせていただきます。

○委員長（井脇昌美君） ただいま、3番委員から提案していただきましたので、それも含めて、今後、国保病院については非常に厳しい中の経営を強いられておりますが、一層努力していただきたいと思

います。では、その他、質疑受けたいと思

います。1番 高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 決算書の43ページ、成果報告書でいくと16ページです。

ここで、パソコンの購入事業なのですけれども、先日、新聞報道において、マイクロソフトのパソコンの基本ソフトOSが、XPが終了するという報道がなされております。XPが終了になるということは、サイバー攻撃に大変脆弱になるということになるというふうに思われますが、足寄町の今現在XPの所有台数はどの程度あるのかを、まずはお聞かせ願

います。○委員長（井脇昌美君） 総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） コンピューターの問題についてお答えをいたします。

ちょっと今手元に資料がございませんので、正確な数字はちょっとわかりませ

ですから、26年でXPのサポートがされなくなるということでございまして、XPの問題についての新聞報道等でも、問題が出ているということが報道されているところでございます。

それで、町といたしましては、ただいまのセキュリティーソフトのサポートが平成27年まで受けられるということがございますので、平成26年、27年、この2年間で、今使っているXPのコンピューターをウィンドウズ7以降のOSに切りかえるということで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 1番 高橋委員。

○1番（高橋秀樹君） 平成25年度の予算書においても、大体同額程度、200万円近くの購入事業でやっていると思うのですけれども、やはりXPの移行をなるべく早くやっていただいて、そういうセキュリティー関係は強くしていただきたいなと、そういうように思います。

それで、私は何を聞きたいかという、実はここの中で、コンピューターを使用することによって事務作業が円滑に処理が進められるようになったと。端的に言うと、この決算委員会が多少でも早くなることがないのかなというふうに考えて質問をさせていただいております。

上士幌が7月に決算委員会を進めているという現状がある中で、足寄町もこのパソコン事業等々を導入して、あと事業系システム最新事業として月々100万円程度の機材リース料を使って事務の効率化を図っている中で、足寄町として決算委員会を物理的にどのぐらいまで早めることができるのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（井脇昌美君） 1番 高橋委員さん、いわば決算審査は実は議会運営が主たる計画を組むことが筋ですから、ここの答弁はちょっと申しわけないのですけれども、受けかねると思います。

議運の委員長も、そのことは既に協議は考えているようですから、上士幌の事例もよくお聞きはしました。それで、当決算委員会については、当然今までそのような意見も出ていましたので、意見としては十分わかりますけれども、答弁としては、ちょっと今は議運が全部計画を組むものですから、その辺で答弁をしかねるような気がするのですけれども、いかがですか。

ちょっとそのほかに、何か事務の効率化ということで委員はおっしゃったのも事実です。事務のコンピューターのあれで効率化を求めるといふこと。決算審査はさておいても、事務の効率化、これも一部では入っていますけれども、事務の効率化ということに対しての質疑はよくわかっております。

総務課長、そういうことで、事務の効率化をどのように図られているかということで、例えば一つの事例として、当決算委員会も、他町では7月にやっている、8月にやっているという事例が示されたものですから、この決算委員会に限らず、これを早くやれという意味ではなくて、事務の効率化等々をどのようにされているかということをお聞きださうのですけれども、その辺の答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 事務の効率化については、常日ごろから効率化を図るように努めているところでございます。

決算審査につきましては、地方自治法の中で一定の定めがあって、その中で今まで9月議会に認定をお願いをしているところでございます。

そういう部分で、時期的に事務の効率化を図りながらもっと早い時期にすることができるかという部分については、今までちょっと検討したことがございませんので。

地方自治法の中では、第233条の中で、会計年度の出納閉鎖後3カ月以内に書類を整理して、会計管理者が地方公共団体の長に提出をしなければならないというようになって

おります。5月が出納閉鎖期間ですので、それから3カ月間ということで、8月ぐらいまでに決算の資料を整理していくということになっています。

その後、監査委員さんに審査をお願いをして、その後、監査委員さんの意見をつけて、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないというようなことで、今まで9月議会ということになっておりましたので、通常9月議会に認定に付するというのが普通なのだろうなというように考えておりましたので、もっと早くという部分では、特に検討をしていなかったというところでございます。

今後は、もっと早くできるのかどうなのかを含めて、検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） わかりましたでしょうか。

意見を付すのではないのですけれども、これは主たる議会の事情で理事者側に、もちろん理事者側の協力がなかったら決算委員会というのは成立しないものですから、議会のほうから、これは今までの長期にわたっての申し出た経過というのが今日に来ていますから、例えば1番委員さんがおっしゃるように、一月でも、少しでも、あと5カ月したら新しい年度に入るものですから、その言わんとすることは非常にわかるのですけれども、議会側からのむしろ提案している事項なものですから、そんなこともちょっと申しわけないのですけれども含んでください。

次、7番。

○7番（田利正文君） 決算書の15ページ、13款使用料及び手数料ですけれども、その中で使用料及び手数料の収入未済額についてですが、決算審査意見書の17ページ、使用料の内訳で、12、住宅使用料で130万7,620円となっていますが、なぜこうなったのかということと、その後、解消されたのかどうかを伺いたいと思えます。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 住宅料の収入未済額でございますけれども、毎年といえますか毎月、住宅料については、納入がされていないところについては督促状を出して、住宅料をなるべく早いうちに納めてくださいということで督促を出しているところでございます。

ただ、やはりどうしても仕事がなかつたりだとか、仕事があっても収入が少なかつたりだとかということで、支払いがどうしてもおにくれてくるという方が何人かいらっしゃいまして、そういう方たちの分がどうしても出納閉鎖期間までの間に納まらないというところが出てきております。その分につきましては、翌年度も含めて早期に納めていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 7番。

○7番（田利正文君） 決算書の41ページですが、企画振興費のことについて伺いたいと思えます。

地域活性化推進事業について、成果報告書15ページに記載されている住生活環境整備補助金、私は住宅リフォーム助成制度というふうにわかりやすく言ってきましたけれども、新築で7件、工事費で1億6,700万円、改築工事で141件で工事費1億1,300万円となっていますが、地域経済に与える経済効果がどのくらいあったのか、試算されているのであれば、伺いたいと思えます。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

住環境整備補助金の関係でございますけれども、地域に与える経済的効果というのは、特に試算はしてございません。

ただ、工事費でいきますと、2億8,000万円ほどの工事費になっております。直接の経済効果という部分では、この2億8,000万円というのが、一つは経済効果としてあらわれているものだというように考えてお

ります。

そのほかに、そこで働く人たちの賃金ですとか、それから資材だとか、そういったものを購入されたりだとかという部分で、町内で行われている部分というのがありますので、そういうものを試算していくと、かなり大きな額になっていくのではないかというように思っております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 7番 田利委員。
○7番（田利正文君） 試算されていないということですが、たまたま一昨年、私が質問したときに出したのが岩手県の宮古市でした。ここでは、助成額の約4倍と試算しているようです。ところが、滋賀県の近江八幡市では1.8倍と試算しているのです。それから、京都の与謝野町では15.4倍と。その試算方式がわからなかったものですから、もし足寄で試算されていけばどうなっているのかということをお聞きしたかったということです。もし必要があれば、ぜひ試算をしていただきたいという思いです。

以上です。

○委員長（井脇昌美君） 5番 高道委員。
○5番（高道洋子君） 歳出の59ページの予防費についてお伺いいたします。予防費の60ページでいくと1.3節委託料でございます。

委託料の中に、PETのがん検診が含まれておりますが、このPETのがん検診は30歳以上の町民が、帯広市の北斗病院との契約の中でこのPET、最新の機器でがんなどを発見する検診でございますが、きのうまでの分科会での調査では、24年度の検診の件数が、目標が30名に対して52名の方がPETを受けていられると。大変目標をオーバーして、すごい関心が高いし、皆さん、このPETに期待しているのだなという数字だと思います。

そこで、そのときに年代別にどういう人が52名の受けていらっしゃるかということもお聞きしましたら、50代が19名で、60

代が20名で、70代が13名ということで、50代から70代の方がPETがん検診を受けていらっしゃる。30代、40代の方は、働き盛りの人はいらっしゃるからなんですけれども、目標をクリアして喜ばしいことだと思います。

そこで、質問なんですけれども、24年度の中で、52名のうちがんが発見された方、また、要観察とか疑わしいというか、そういうふうに指摘された方は何名いらっしゃるのか、お伺いいたします。

○委員長（井脇昌美君） 福祉課長、がんの病名まで福祉課のほうでわかりますか。病院から、この人が肺がんだったとか、例えば初期のがんだったりとか、わかりますか、福祉課のほうで。病名等々も含めて。受診は、あなたのところでわかると思うのだけれども。

（発言する者あり）わからないでしょう。それは病名まではちょっとわからないような気がするのだけれども、答弁を、ちょっとその範囲で。

福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

昨年、52名の方がPET検診を受けられております。その結果は、私ども足寄町のほうにも報告が来ております。その中身でいきますと、異常なしが39人、検診を受けられた方でこのまま治療を継続してくださいという方が一人、精密検査等再検査が必要ですよと受けた方は7人でございます。がん以外の疾病が5人ということで、そういった検査の結果となっております。

御質問の、それでは正式にがんと診断された方でございますけれども、私どもの保健担当のほうで現在把握している方は1名とお聞きしております。正確に全員の精密検査を受けた結果等々について、まだ把握はしていませんけれども、報告があった部分でいきますとお一人ということでございます。

○委員長（井脇昌美君） 5番 高道委員。
○5番（高道洋子君） がんの方が一人とい

うことで、残念ですけれども、それは本当に受けた方はラッキーだったのではないかなというふうに、治療もできるし、早期発見であればなおのことよかったのではないかな。そういう意味では、本当にPETはスーパー検診と言われるゆえんがそこにあるのかなという思いもいたします。

そこで、検診料が6万円ということで、町が1万円助成して、そして自己負担が5万円ということになっております。私も8万円ぐらいのときに受けたことがありましたけれども、そのもっと前は13万円もPETにかかっておりましたから、それぐらい費用がかかっていましたから、それから思うと、6万円というのは本当に安くなったものだなと思えます。

しかし、また反面、自己負担5万円というのは、それは30名よりも52名ということで、目標突破はしていますけれども、しかし、7,400人という人口から見ると0.00%の段階で、まだまだ限られた町民の人しか受けられないかなという気も正直いたします。そういう意味からも、この5万円負担を、もう少し3万円とか4万円とかに軽減できないのかなという思いで、今質問させていただいております。

予防費の委託料全体で不用額を見ますと、169万4,886円ということで委託料が不用額を出しております。そういうことで、予防費というのは、結核検診やらPETのほか、予防接種とか運動指導業務だとか、いろいろとそういう予防費の中に入っていることも承知しておりますが、この不用額169万4,000円があるならば、PETが自己負担が5万円のを、自己負担3万円とか4万円とか、だから町の負担が、1万円負担が2万円にするとか3万円にするとかというふうになると、もっとも受診者が多くなって、がんの早期発見、がんばかりではないですけれども、そういうふうになって、行く行くは医療費の軽減に、医療費給付の抑制につながるのではないかなというところで質問させてい

ただきました。

○委員長（井脇昌美君） 町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをいたします。

委員御質問のとおり、あるいはお話しのとおり、予防費でいろんな検診業務やっているわけでございます。その中の一つがPETががん検診ということでございます。

当然、我々役場職員あるいは社会保険等々に加わっている方については、人間ドックだとかいろいろあるわけございまして、そういう意味で、このPETがん検診、これはもうまさしく有効であるからこそ助成もして普及しようということでもありますけれども。

しからば、ここのところを何ぼ助成すればいいのかというのは、これは極めて難しいなという思いがあるのと、もう一つ、私の頭の中では、このPETがん検診でPETが及ばないところ、脳ドックですとか、あるいは血液の集まりやすいところの膀胱関係ですとか、そういった部分についてはだめなのです。ですから、私は、これからのあれですけれども、脳ドックに対する助成ということも考えていったほうがいいのかなという、これはまだ具体的な相談は担当課ともしていませんけれども、いずれにしましても、年末から新年度予算の関係が始まりますから、そういう中で検討をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

PETについては、少し長くなりますけれども、滑り出しは、基本的に単独で受けた場合12万円。そのときに、北斗病院さんとの話の中で、町と契約を結ぶことによって9万円、町が1万円助成して8万円ということからスタートをしました。その後、北斗病院さんの努力もあって、委員お話しのとおり8万円まで下がった。これが町と契約することによって6万円、町が1万円助成することによって5万円で受診できますよという、こういう経過もたどっているということでございます。

一番の理想は、全町民、若い方は必要ない

かと思えますけれども、全員が受けられるという条件があれば一番いいのかなという思いもしていますけれども、ただ、最近の人間ドックも、いろいろな血液検査の中で抗体検査ということ、きのう私も国保病院でドック検診を受けてきましたけれども、前立腺ですか、いろいろ腸だとか胃だとかという、そういう検査もありますから、その全体を眺めて、どういう形で町が支援をしていくべきなのかというのは、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） 脳ドックというのは、本当に高齢化の町の足寄町にとっては、私たちにとっても、それは本当にそうだなというふうな思いがいたしました。

そういうことで、足寄町が取り組んでからもう5年、6年になるそうでございますので、そういう新年度予算のときに、そういう改革をお願い申し上げて終わりにします。

以上です。

○委員長（井脇昌美君） 3番 榊原委員。

○3番（榊原深雪君） 林業費についてお伺いします。

林業振興費の有害鳥獣駆除報償費のところで、エゾシカは1,555頭捕獲、69人がハンターということでお聞きしておりますけれども、24年度の被害総額はわかりますでしょうか。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、経済課長。

○経済課長（岩原 栄君） 細かい資料はちょっとありませんが、おおむねの農業被害としては1億1,000万円前後というふうに認識しているところであります。ちょっと数字が記憶にありませんけれども、それぐらいと思っております。

以上です。

○委員長（井脇昌美君） 3番 榊原委員。

○3番（榊原深雪君） 今、被害額をお聞きしますと、そんなに被害額は減っていないということなのですね。

これからハンターさんをふやしていけばいいのか、これからの鳥獣駆除に対していろいろなお考えがあるかと思えますけれども、そのお考えを聞かせていただきたいなど。被害額を減らすための方策ですね。

○委員長（井脇昌美君） 経済課長。

○経済課長（岩原 栄君） 鹿の頭数を減らすことには、まず、やはり何といたってもハンターさんが鹿を撃つと、当面はそのとおりだと思います。

平成25年度には、ハンターさんにおける狩猟等の保険等の支援をしていただくということで開始させていただきました。あるいは、高齢者ととも若年の方々が狩猟免許を取れるように、そういった助成制度も開始しようということで、ハンターさんの組合のほうでは研修を受けるための2分の1補助するとか、それからあるいは、ライフルを持つ期間を短くならないかということで、そういった要望とかを出させていただいているところであります。

とった後なのですが、残滓の処理ということに、非常にこういった労力があるわけですので、その残滓処理についても今後検討してまいりたいということで、ことしについては残滓ボックスを2カ所に置いて実施をさせていただきましたが、まだまだ課題等がありますので、今後とも残滓処理についても検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（井脇昌美君） 3番 榊原委員。

○3番（榊原深雪君） 議員報告会の中でもありましたけれども、やはり撃った後の処理が大変だということで、ハンターさんの高齢化ということもあるのです。それで、年寄りが大変だから、見たけれども撃つのをやめたとか、そういう話もお聞きしました。

だから、そういうところも考えながら、そして鹿肉はやはり高たんぱくで栄養効果も、カロリーも低くてということで、ハンターさんによって処理の仕方がすごい上手な方がい

らっしゃいますので、そういうことも講習などを含めながら、処理をしたものが、なるべく残ったものが少なくなるような連携、ハンターさん同士の研修会なども必要なのではないのでしょうかと思いますけれども、その点はどうか捉えておられますか。

○委員長（井脇昌美君） 経済課長。

○経済課長（岩原 栄君） これまで、肉の処理等の利活用等も含めて検討させていただいているのは、主に足寄町エゾシカ有効活用研究会等を含めて、解体の処理方法も毎年研修会を設けているというふうに報告も受けているところでございます。

しかしながら、その利用方法についての安全であるとか、いろんな課題を精査させていただくと、なかなかこれも一概に難しい路線でもあるのかなというふうに捉えています。

最も処理をしやすい方法というのは、利用されて残滓物を減らして処理する、これが一番効率がいいというふうに我々も考えているところでありましてけれども、しかしながら、そこまで対応できるものが何%利用されて何%残るかといいますと、大半が残ってしまうという、これが大方です。

ただ、残滓処理を放置していくと、生態系も崩れていくという影響もございますので、できるだけハンターさんと協力し合って、処理する方法をまず検討すべきだというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（井脇昌美君） 今、3番委員さんから、ハンターとのいろんな協議も必要でなかろうかという、そういうほうはどうですか。

経済課長。

○経済課長（岩原 栄君） 毎年、総会等を開催させていただきながら、猟友会のほうといろいろな協議をさせていただいてございます。

また、平成25年度、本年度からは、報酬に対する金額も、国からの助成制度がありましたので、それも含めて残滓のほうの検討も

させていただいているところであります。

特に冬場、1月から3月まで九州大学の北海道演習林の中を活用させていただきながら、一般狩猟時期にここだけ駆除期間ということをやっているのですが、こちらのほうのやり方も、要するに単独行動を避けるとか、それから今の残滓処理をただ放置することはできないとかというふうな申し合わせ事項も含めて、そういった中でお互いのモラルをスキルアップするための研修会等を今後とも進めていく上では、町としても応援していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（井脇昌美君） 皆さん、ここで昼食のために午後1時まで休憩といたしたいのですけれども、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） では、1時まで昼食のために休憩とし、1時再開といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより、平成24年度決算審査特別委員会の質疑より再開をいたしたいと思ひます。

質疑はございませんでしょうか。

8番 熊澤委員。

○8番（熊澤芳潔君） 79ページの消防費の中で、災害対策費についてお伺ひいたします。

防災無線の件でございますけれども、成果を踏まえましてお尋ねをします。

近年、御承知のように、異常気象現象において、より防災無線が頻繁に使うようになるのかなという気がいたしますけれども、防災無線の果たす役割は非常に大きいわけでございますけれども、しかしながら、残念ながら御承知のように、市街地につきましては、放送の内容が聞き取れないとのことで課題になっているわけでございますけれども。今後、個別受信機も踏まえた中での改善がとれ

ないのかどうか、また、そういったことについての計画があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（井脇昌美君） 総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 防災無線についての御質問でございますが、防災無線につきましても消防無線と同じように、今アナログからデジタルにということで、近い将来、変わっていくのではないかとこのぐあいに考えております。

それで、ことしの6月の定例会のときに補正予算を出させていただきまして、防災無線のデジタル化に向けての基本設計の費用を計上させていただいております。

それで、今の防災無線につきましては、平成12年ぐらいに完成をしたというふうに思いますが、聞き取りづらいということが町民の方から多く言われておりました。保守点検等のときにでも業者の方をお願いをして、スピーカーの向きだとか、いろいろ聞き取りづらいというところの解消に向けて整備をしてくれているところですけども、なかなか根本的な改善にはつながっていない部分があります。

そういったことで、今後、デジタル化に向けた基本設計の中で、今よりもっと聞きやすいようにといいますか、放送がちゃんと聞き取れるような改善ができるような形で設計をしていきたいなと考えているところであります。

ただ、防災無線を整備するには、多額の費用がかかりますので、やはり補助等を使ってということになります。そういう中では、費用対効果ということも言われるというふうに思いますので、市街地については、防災無線の屋外の子局、拡声スピーカーの部分ですけども、それがあつた部分については、やはりスピーカーを使ってというような形であつてくるのかなというふうに思います。

そういうようなことで、各戸に個別受信機を置くということが一番いいのかもしれないのですが、なかなか費用対効果だとかだとい

う部分も考えると、なかなかそういうぐあいにはならないのかもしれませんが。

そういうことも含めて、なるべく今よりも聞き取れないだとかというようなことがないような形で整備を進めていきたいということで、基本設計をさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 8番。

○8番（熊澤芳潔君） 考え方はわかりました。

ただ、やっぱりこれから高齢化社会になり、また、現状のテレビ等でもやっている災害のメカニズムですか、そういったことを考えますと、やはり高齢者の皆さんを初め、避難といつてもなかなか内容がわからなれないというのであれば、いつまでたつてもこれは改善されない中で進むわけですから、当然、個別受信機も含めた形の中で、計画の中に盛り込みながら改善をしていただくことが望ましいのかなというふうに思っていますので、お願いいたします。お聞きします。

○委員長（井脇昌美君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 今までの防災無線のことも、今までの議会の中でもお話があつたかというぐあいに思うのですが、全体として防災無線だけで周知を図るのは、やっぱりなかなか難しいのではないのかなというふうに思っています。

個別受信機についても、部屋の中にいればよく聞こえるということになると思うのですが、ほかの部屋にいたりだとか、外にいたりだとかすると聞こえないというようなことがございます。

それから、屋外拡声子局、スピーカーについては、近くの人たちは本当によく聞こえるけれども、遠くの方たちについてはよく聞こえないだとかというようなこともございます。

そういうことも含めて、全体を通してバランスよく聞くことができるような方法を考えたいなというふうに、いい方法を基本設

計の中でできればというふうに思っています。

それとあと、防災情報については、防災無線だけではなくてエリアメールですとか、それから場合によっては広報車を走らせて広報するだとか、その場合その場合に応じていろんな方法を取りながら、住民の方たちに周知していくことが必要になってくるのではないかなというように考えておりますので、そういうことも含めて住民の方たちに防災情報を周知する方法というのは、そのときそのときの状況を見ながら、知らなかったというようなことがないような方法を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 8番。

○8番（熊澤芳潔君） わかりました。

いずれにしても、当然、せっかくした施設でございますので、利用しなければならぬということもありますし、さらに、併用できた形の中で最善の努力をしていただかないと、命を守るということでございますので、最優先だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（井脇昌美君） 5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） ページは、決算書の63ページの農業委員会費でございます。64ページでいきましたら、19節の負担金、補助及び交付金ということで、よろしく願います。

この中の農業後継者パートナー対策事業についてお伺いいたします。

24年の予算書を見ますと、パートナー対策事業費は51万8,000円というふうに予算化されておりますけれども、この事業は平成21年から事業を行っていて、特にその中に農業青年との婚活ツアーとか、そういう企画も組まれておりますが、そのツアーをきのうお聞きしましたら、24年は男性6名、女性6名で12名の参加があったと聞いております。平成21年には、当時16名ぐらいいたのですけれども、大体11名、12名、

12名という感じで少し減ってきたのかなという数値になっておりますが。ここでお聞きしたいのは、この婚活ツアーに参加されまして、この間、結婚にまで至った組は何組あったのか伺います。24年が何組かはっきりしていると思えますけれども、また、その過去にも、21年からのもし数字があれば、何組成立したのか、伺いたいと思えます。

○委員長（井脇昌美君） 多治見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（多治見亮一君） お答えいたします。

農業委員会としての配偶者対策事業では、足寄町と、それから当農業委員会、それから足寄町農業協同組合の3者が主体となりまして、足寄町後継者パートナー対策委員会というのをつくっています。その中で、独自の交流会事業として、足寄町農業青年との婚活ツアーということで21年から開催してまいりました。21年度に一組の成婚がありました。それから22、23は残念ながらありませんでした。24年度に行ったツアーによりまして、今年度一組の成婚がありました。

以上、4年間で二組があったということで、報告させていただきます。

以上です。

○委員長（井脇昌美君） 5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） 4年間で二組ということは、でもすばらしいことだと思います。本当にまだまだあったら、なおい。今後、努力によっては、またあれだと思うのですけれども。

それで、今、事務局長のほうから農業後継者パートナー対策委員がいらっしゃるということで、何名いらっしゃるって、そして女性委員がいるのかいないのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（井脇昌美君） 多治見農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（多治見亮一君） お答えします。

現在、足寄町農業後継者パートナー対策委

員会、本年度ですが、総勢19名で、女性は2名となっております。事務局を除いた人数につきましては、13名で、女性が1名であります。占める割合としては8%と、ごく少数となっております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） 5番 高道委員。
○5番（高道洋子君） ここでは、女性委員さんというのは、やはり婚活ですからお嫁さんの候補、それから後継者等、男性、女性が集うわけですので、いろんなところを見ると、やはり女性委員さんの使命というか、雰囲気環境づくりをしたり、それから男性後継者の親の説得だとか、それから御本人のこういうツアーに行きましようという誘いにしても、男性も大事ですけども、女性もやはり半数とまではいかななくても、もう少しのパーセントで必要でないかなって。この委員さんというのは、聞くところによると、農業委員さんの理事さんとか、委員さんとか、いろんなJAの青年部長とか、それからいろんな役職についての方になっていると聞いておりますが、そういう女性委員も今後、改選のときにはぜひそういう人も参加させていっていただきたいなというふうに思います。まず、それが一つです。

それから、ツアーのことなのですが、いろんな今までのツアー、また、第5回のツアーの開催要項などを見ましても、昨年もそうだったと思いますけれども、開催時期が2月になっているわけです。一泊二日で最近はその帯広へ行ったりとか、スポーツ交流とかをなさっているように聞いておりますが、この2月という月は、想像はできるのです。農業後継者側の都合とか、農作業とか草刈り、それが無い時期ですから、それはわかるのですが、本州等から来る女性にとっては、また、十勝にいる私たちにとっても、2月は厳寒の2月と言って大変厳しい寒い季節です。そういう時期にはいかなものかなというふうな気がいたします。

平成21年から今回は5回目ですから、そ

れを契機に、そしてしかも当初16人いた参加者が今は12名ということで、ちょっとずつ減ってきておりますから、開催時期を私は十勝の大自然とか、畑に植えた草原の美しさや十勝の農村景観、そういう魅力ある景色が、そして気候的にも温暖で、そういうときに一泊二日ぐらいとれないものなのかどうなのか、こちらの主催者側の農村青年だけの都合だけではないかなのかなという思いがするものですから。

最初に言った対策委員さんに女性が入れないものかということとツアーの開催月、2月ではなくてもっと十勝の魅力あるときにできないのかという2点をお伺いいたします。

○委員長（井脇昌美君） 多治見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（多治見亮一君） お答えいたします。

私たち農業委員さんなのですが、男性ばかりでございます。それから、農業委員会事務局、それから経済課担当部局も、女性がいません。そういうことから、割合をふやす方法としては、足寄町農業協同組合からの選出か、アドバイザーの増員ということで対応せざるを得ないのかなというふうに思っています。そうなりますと、事務局だけの一存でも決められませんので、次回総会に向けての委員会役員の中で、女性の割合をふやすことができるかどうかの提起をして協議をしていきたいと思っておりますので、女性の問題については御了承願いたいというふうに思っております。

あと、開催の時期なのですが、高道委員のほうにきのう渡した実績のほうの書類を見ていただきたいと思うのですが、21から23までにつきましては二泊三日で開催させていただいていました。なかなか、開催して人数が伸びないということで、少しでも参加人数をふやそうということで、24年度につきましては一泊二日の開催で行いました。それでも前年度と同じ程度の人数しか集まらないと

いうような状況になっています。

2月に開催するに当たっては、開催側の都合、男性の参加者の都合でもって2月にさせていただいているのは説明させていただいたとおりなのですが、これが夏に開催というふうにも企画しますと、男性の参加がますます得られないのではないかなというふうに思っているところなのです。それで、夏の一番景色のいいときにやれるのが本当はいいのかもしれませんが、開催側の都合としてはどうしても冬場の一番余裕のあるときにやらざるを得ないというのが実態というふうに思っておりますので、その辺について御容赦願いたいと思います。

また、女性の募集につきましても、広告費とかいろいろな問題もありまして、十勝管内、それから北海道をもって募集をかけておりまして、本州までの募集とは今は至っておりません。男性のほうとしても、近場ですぐに交際も楽に行ける、それから成功に結びつくにはやはり近い人とおつき合いさせていただきたいというのが希望だというふうに聞いていまして、このような募集の範囲になっております。

以上、説明させていただきます。

○委員長（井脇昌美君） 5番 高道委員。

○5番（高道洋子君） そちらの事情はよくわかりました。

やはりそういう意味でも、パートナーというか、男性のほうの環境を整えとか、その気にさせるとか、家族の支援態勢とか、農作業が忙しかったら、夏が厳しいのなら、家族みんな総出の支援とか、そういう意味の説得についても、環境づくりについても、やはり男性もさることながら、もし決まれば女性の委員さんも総動員して、そういうことも大事だと思うから、女性委員が必要ではないかなというふうに思います。

夏だったら、本当に向こうの女性もたくさん来るのではないかなと。たくさん来れば、また、こちらの男性も参加者が多くなるし、他町村では日本ハムの応援計画とか、そうい

うふうに7、8月に野球のやっているときに一緒に観戦するとか、そういう計画も、夏だったら結構いろんなカラフルな計画が立てられるのではないかなと思うわけです。

今、御答弁いただきましたので、女性委員のことと、それから夏に向けての開催をいま一度御協議いただきたいということをお願いして、終わります。

○委員長（井脇昌美君） 4番 木村委員。

○4番（木村明雄君） 一昨年でしたか、これはテレビがアナログ放送からデジタル放送に移行されて、そして進んでいくという中で、足寄町の難視聴区域、これについて事業として進んできたわけなのですが、これは雪の降るころまでには完成するのかなという、ちょっとそんな話も聞いたわけなのですけれども、その辺について、どこまで進んでいるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（井脇昌美君） 総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 地デジの難視聴地域についての御質問について、お答えをさせていただきます。

町が対策として取り組んでいるものにつきましては、有線の共聴施設については9月10日に完成をして、螺湾、上足寄、茂足寄地区、それから鷲府、大誉地地区ということで既に完成をしてございます。この完成をもって、町が対策をする地デジの難視聴地区対策については、終了してございます。

あと、高性能アンテナを使っただけの対策はまだ一部残っているところがあるというところがございますが、デジサポが主体となってやっているということで、状況についてはかなり進んでいるということで聞いてはおりますけれども、あとどの程度残っているのかというのは、まだちょっと今は把握してございません。

ただ、なるべく早期に解消させていくということで進んでいるというように聞いております。

以上でございます。

○委員長（井脇昌美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、各部会を開催し、意見の取りまとめをお願いいたします。

なお、部会の後、正副議長室において部会長会議を行い、意見調整を行います。

ここで、暫時休憩といたします。

午後 1時24分 休憩

午後 1時32分 再開

○委員長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど開催されました正副委員長、部会長会議におきまして、各部長から、審査意見は特にない旨、委員長に報告がございました。

これから、総務産業部会に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） 次に、文教厚生部会に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） これをもって、部会長に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第86号平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第86号平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（井脇昌美君） 全員起立です。

よって、議案第86号平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第87号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第87号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（井脇昌美君） 全員起立です。

よって、議案第87号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第91号平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（井脇昌美君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第91号平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（井脇昌美君） 全員起立です。

よって、議案第91号平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第92号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第92号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(井脇昌美君) 全員起立です。

よって、議案第92号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第93号平成24年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第93号平成24年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(井脇昌美君) 全員起立です。

よって、議案第93号平成24年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第94号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第94号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(井脇昌美君) 全員起立です。

よって、議案第94号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第95号平成24年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第95号平成24年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(井脇昌美君) 全員起立です。

よって、議案第95号平成24年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第96号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第96号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(井脇昌美君) 全員起立です。

よって、議案第96号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第97号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第97号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(井脇昌美君) 全員起立です。

よって、議案第97号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第98号平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第98号平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(井脇昌美君) 全員起立です。

よって、議案第98号平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

◎ 閉会の議決及び閉会宣告

○委員長(井脇昌美君) これで、本委員会に付託されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 異議なしと認め、本委員会を閉会いたします。

なお、委員会報告書の作成については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井脇昌美君) 異議なしと認め、正副委員長により作成いたします。

これをもちまして、平成24年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたり審査、協議、御苦労さまでした。

午後 1時50分 閉会

平成24年度決算審査特別委員会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

委 員 長